

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

前回、五月十六日の当委員会で田中原子力規制委員会委員長は、現在も、つまり、現時点で生きている原子炉立地審査指針に照らすと、福島第一原発、これは結果的には適合していなかったと答弁されましたけれども、では、ほかの原発はどうかと。

原子力規制庁の拡散シミュレーションの試算結果というのがありますけれども、これを見ますと、一週間の被曝線量が百ミリシーベルトを超える地点は原発から十キロを優に超える、そういうものが多数あります。例えば、柏崎刈羽原発では四十キロ、運転している大飯では三十キロを超えております。

このシミュレーションの結果に照らすと、つまり、福島第一原発だけではなく、全国のほかの原発についても、現行の立地審査指針に照らすと立地は適合していない、不適合と言えるんじゃないでしょうか。いかがですか。

○田中政府特別補佐人 そのシミュレーションですが、そのシミュレーションは、各地の原発で福島の事故と同じようなものが起きるということを前提とした、そういうシミュレーションです。

今、新しい基準では、見直しでは、そういった事故が起こらないようにさまざまな手当てをするということを基本としていますので、今御指摘のシミュレーション結果で十キロとかということは、今回の規制基準では合わないというか、それに相当しないというふうに。

○笠井委員 いや、それは新基準で、これからの話で、現行で今生きている立地指針からいけば福島第一原発は適合しないとおっしゃったわけですから、同じような事故が起こったときには、ほかだって適合すると言えないでしょうということを知っているんです。今ですよ。

○田中政府特別補佐人 今までの立地基準で置きました目安線量と申しますのは、今先生御指摘の敷地境界での線量というのは、格納容器での閉じ込め性能は健全に保たれるというようなことも前提としておりました。

しかし、今回の事故では、その肝心の格納容器が壊れてしまったということが起こっておりますので、まず、そういったことがないようにすることが最も大事な今回の規制の基準であります。

○笠井委員 福島が適合していなかったら、誰が見たって、今のこの指針から見れば適合していないということになるんですよ。

今おっしゃったことに関連して聞きますと、フィルターベントを使っても、この間議論しましたけれども、キセノンとかクリプトンなどの希ガスは除去できないわけです。

前回の当委員会での私の質問に田中委員長は、「希ガスは、どこにも反応しないで、空気の流れとともにどこかに飛んでいく」、こう言われました。私、この答弁は、公衆被曝にはそれほど関与していないというふうに言っているのと同じで、これは見過ごせないというふうに思うんです。

キセノン、クリプトンといった希ガスは空気の流れとともに飛んでいくというふうにおっしゃいますけれども、飛んでいく途中で、住民に放射線被曝を与えるおそれは一切ないということなのか。

規制基準案のパブリックコメント、寄せられた意見を私も見ましたけれども、それに対して五月二十四日、規制委員会は、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性の評価に係る標準評価手法の中でということで、格納容器の性能目標値はセシウム137の放出量が百テラベ

クレルを下回っている旨を記載するというふうに公表されました。

セシウムだけで希ガスを入れないというのは、なぜなんですか。

○田中政府特別補佐人 セシウムを一つの代表核種にしたのは、セシウム137は半減期が三十年という長いものですから、一旦汚染されるとそれが長期に継続するというところでございます。

希ガスについては、防災指針の方で、仮にそれが出るような事態については、防災の方できちっと測定をして、しかるべき、住民の被曝防止のための対策をとることになっております。

○笠井委員 いかにも影響が小さいみたいなことを言われるんですけども、住民の放射線障害として、希ガスの場合は外部被曝、そして、沃素は内部被曝というのがやはり大きな問題になってくる。影響の仕方が異なるものであって、沃素の方がより重要だというのは、私、科学的に妥当性を欠いていると思うんです。

そもそも、規制委員会がことし二月二十七日に全部改正しましたよね、原子力災害対策指針でありますけれども。これを見ましても、大気への放出の可能性のある放射性物質としては、気体状のクリプトンあるいはキセノン等の放射性希ガス、それから放射性沃素、気体中に浮遊する微粒子等があるということで明示をされていて、希ガスはその冒頭に書かれているわけですよ。

では、ここでなぜこの希ガスを評価の対象としているというふうになっているんですか。

○田中政府特別補佐人 希ガスについては、先ほどの繰り返しになりますけれども、決して被曝をしていいというようなことではなくて、そういった希ガスの放出が起こるような事態が来ましたら、それについてはきちっとモニタリングをして、しかるべき、例えば遮蔽のある屋内へ退避をするとか、そういった対策をとるようにしております。

○笠井委員 確認しますけれども、原子力災害対策指針では、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガスを含めて、気体状または粒子状の物質を含んだ空気の一団、プルームとなって、「風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。」というふうに述べているわけで、明記している以上は、重視しなくていいなどとは言えないと思うんですけども、どういう影響があるかというふうには見ていらっしゃいますか。

○田中政府特別補佐人 希ガスにつきましては、これは仮に吸い込んだとしても、被曝線量は外部被曝ということで人体への影響というのは評価されることになっていきますので、そういった意味において、決してそのことが評価しなくていいとか、そういうことを申し上げているわけではございません。

○笠井委員 では、どういうふうな影響が出るというふうに逆におっしゃるのですか。

○田中政府特別補佐人 これは一般的なガンマ線による外部被曝とかそういったことで、ほかのいわゆる被曝線量と同じで、非常に過度な被曝を受ければこれはそれなりの影響が出るということになるかと思いますが、そういったことのないように防災対策をするということでございます。

○笠井委員 対策をとるということとは別なんですね。空気の流れとともに飛んでいくというふうにこの間おっしゃったので、そういう問題として扱うというのはとんでもないということであります。

新規制基準の案では、格納容器の破損を防ぐために、管理放出という名前で、百テラベクレル

に抑えるという放射性物質の放出目標を定めております。しかし、事故の状況などによって、今申し上げた希ガスなども含めて百テラベクレルを超えることもあり得るんじゃないかと思うんですけども、抑えられるという絶対の保証というのはあるんですか。

○田中政府特別補佐人 百テラベクレルはあくまでもセシウム137について規定したもので、セシウム134もありますので、そのセシウムの放出量が百テラベクレル以下になるように事故対策をするという、いわゆる性能目標としてそれを定めております。

○笠井委員 では、それ以外のものについてはどういう目標を立てることになっているのですか。

○田中政府特別補佐人 それ以外の核種については、大体セシウムでこういった程度の対策をしておけばそれほど重篤な問題は起こらないというふうに判断して、これを基準にして決めておるわけです。

○笠井委員 それで抑えられるということになるわけですね、大丈夫だ、それを越えることはない。

○田中政府特別補佐人 今は御質問の趣旨がもう一つよく理解できないんですが、量としてなのか、どういう意味で大丈夫だという意味なのか、ちょっとそのところをもう一度お願いいたします。

○笠井委員 量的にも、それから影響の上でもそうです。両方です。

○田中政府特別補佐人 量的にというよりは、核種によっていろいろな影響がありますので、基本的に、セシウムに対して百テラベクレル以下の放出量になるようにしておけば、必要な対策は、それによって今御懸念のところは対応できるというふうに判断しています。

○笠井委員 セシウムだけやっておけば安全上は大丈夫だという話に聞こえるわけですね。

立地審査指針を規制基準に入れると、全国の原発が総退場になってしまう、技術的にも莫大なコストが必要となって、電力会社は大幅な電気料金値上げということもしなければとても原発を維持できなくなる、そうならないように、立地審査指針における敷地境界線量を基準から外したと思わざるを得ないわけでありまして、私、その点でも、再稼働ありき、原発推進のための規制基準だということになるということをご指摘したいと思います。

しかも伺いたいんですが、周辺住民の避難が前提になっています。この間もおっしゃいました。そうやってやって、このようにするんです、あとは、そうなったときは逃げていただくんですということなんですけれども、そこで、原子力災害対策指針に基づく地域防災計画について伺います。

田中委員長は、去る二月十三日の記者会見で、規制基準と防災計画は法的にはつながっていないけれども、車の両輪、どちらかが不十分では問題がある、こう言われました。そういう考えを示されております。

その地域防災計画の対象となる原発立地道県と隣接する合計二十一道府県、百三十六市町村ありますけれども、この防災計画の策定状況、県段階あるいは市町村段階がどうなっているか、報告してください。

○黒木政府参考人 お答えします。

市町村の地域防災計画、その中の原子力災害対策編と申しますが、その策定状況については、四月三十日現在でございますけれども、対象となる百三十六市町村のうち九十九市町村、七三％が策定済みでございます。残る三十七市町村、二七％が五月以降の策定を予定しております。以上であります。

○笠井委員 県段階はどうですか。

○黒木政府参考人 県段階では、二十一道府県のうち二十道府県において策定済みでございます。以上であります。

○笠井委員 まだのところはどこですか。

○黒木政府参考人 一県残っておりますが、福井県でございます。以上であります。

○笠井委員 この策定期限は三月十八日だったわけです。今ありましたけれども、市町村段階で全体の二七％、三割近くがまだ終わっていないと。策定できていない市町村というのは、具体的にどこですか。

○黒木政府参考人 市町村ごとの策定状況は道府県を通じて把握をしております。道府県からは公開を前提として情報提供を受けていないため、個別の市町村名などについては、公表することを差し控えたいと思います。以上であります。

○笠井委員 おかしいと思うんですよ。そもそも、市町村段階でできているところはそれぞれのところで公表しているわけですから、まだのところが言えないということ自体がおかしいと私は思うんです。

では、立地自治体の住民にも明らかにしないということですか、国として、規制委員会として。

○黒木政府参考人 済みません、質問をちょっと聞き取れませんでした。もう一度お願いします。

○笠井委員 そもそも、市町村段階でできているところはそれぞれ公表するわけですよ。そうすると、まだのところが言えないということ自体がおかしいと思うんですよ。それで、立地自治体の住民にも明らかにしない。つまり、国会の場で伺っているわけですが、全国どこができて、できていないというのは本来わかるはずですが、道府県を通じて公開しないことを前提に聞いているので言えませんというのはどういう理屈ですか。

○黒木政府参考人 当然のことながら、できていない立地市町村の住民はそれを承知していると思いますが、こういった形の調査自体は道府県を通じて行っておりますので、道府県との関係において答弁を差し控えたいということでございます。

以上です。

○笠井委員 公開しないことを前提に道府県から聞いているというのも変な話ですよ。それを全体として国会で聞いているのに、どことも言えないという話になります。

では伺います。なぜいまだに策定が終わっていないところは終わっていないのか、つかんでい

ますか。

○黒木政府参考人 現在、関係市町村二七%、地域防災計画が検討の途中でございます。

その理由は、各地の事情により異なりますが、例えば、UPZの範囲が県境をまたぐ地域では広域避難等の調整をする必要がまだあること、あるいは、防災対策の重点区域が従前から拡大されて三十キロ圏となったため、新たにUPZに含まれる市町村の一部でなお検討に時間を要していること等が考えられます。

以上であります。

○笠井委員 新基準案については、格納容器の破損を防ぐために、過酷事故が起きた場合には、フィルターベントも使って最大百テラベクレルに、セシウムと先ほどおっしゃいましたけれども、放射性物質を放出するというものでありますけれども、それを超える場合もあり得ると。前回のときにも、その規制基準のセシウム137の放出量が百テラを下回っていることというのは目標値だということもおっしゃったわけでありまして。その超えるという場合について、それでは避難してもらおうと田中委員長はこの間はおっしゃいました。しかし、そもそも周辺住民に避難を強いるようなこと自体が、やはり私はとんでもないことになると思うんですよ。

それで、パブリックコメントとは別に、そういう場合があるということを立地自治体の住民に説明して既に理解を得ているということで、そういう認識で委員長はおられるのでしょうか。

○田中政府特別補佐人 要するに、ある想定した事態以上のことが起きないということは、今、原子力規制の基本的な考え方とはちょっと異なるもので、私どもは、やはり事故は一定程度起こり得るということ、そのために、まず起こさないこと、起きたときに重大な事故に至らせないための対応をすること、それで、それを超えた場合にも、周辺の住民の方あるいは環境に大きな影響を与えないようにするというようなことで、さまざまな対応をさせていただいています。

○笠井委員 対応しているというふうな説明でしょうけれども、それを超えるようなことがあって、こういうことも起こり得るんだ、そのときにはこんな事態になるけれども、では、とにかく大変なことになるから逃げてくださいねというこんな事態になるということ自体について立地自治体の住民にちゃんと説明をして、そして、それは仕方がないねというふうにちゃんと納得を得ているのかどうかということを知っているんです。指針に基づいてこうやって具体的に防災計画でも言っているわけですから、やっていますかというふうに知っているんです。

○田中政府特別補佐人 基本的に防災計画は、各立地県あるいは自治体がつくりまして、それに基づいて住民に周知していただくものと思っています。

○笠井委員 しかし、つくる前提というのは、指針があつて、そして、そのもとで各自治体がつくるわけですよね。その前提は、原発があつて事故が起こるとなつた場合には、こういうことが起こり得る、そして抑える努力はするとおっしゃるわけだけれども、それをやってもそれを超えることがあるかもしれないけれども、それに備えてもやっってくださいねというふうにするのが規制委員会の当たり前の仕事じゃないんですか。それぞれ自治体が考えることですか。それだなんて言ったら、本当に無責任な姿勢だと思いますよ。

自治体は防災計画づくりに大変苦労していると先ほど答弁がありました。そして、現実に福島避難者は大変な苦痛を強いられているわけでありまして。

各地でも、地域防災計画の問題点としていろいろなことを言われています。住民の足は主に自家用車だ、一斉に逃げれば大渋滞になる。バスによる避難を考えても、実際にバスが確保できる

かわからない。運転手に放射線量の高いときに行けとは、バス会社としては到底指示はできない、命令できない。誰が健康管理は保証するのか。逃げる手段がない。原発に向かわないと避難できない。あるいは、九電の玄海原発周辺では島が多いですけれども、船の定員以上は乗せられなくて、何隻必要かもわからない。海がしけたら避難は無理。それから、避難中の原発関連死、入院患者はどうするのか。関連死の五割以上は福島県民で、今既に起こっている事態でいえば、避難所での生活の肉体的、精神的疲労、避難所に移動する場合の肉体的、精神的な疲労の問題、病院の機能停止とかストレスの問題もあると言われているわけです。

原発で大事故が起きればこういう事態が起こり得るから本当に各自治体も苦勞して、なかなか防災計画をつくり終えることができないんじゃないんですか。その辺は委員長としてはどういう認識を持っていますか。

○黒木政府参考人 原子力災害発生時の諸問題につきましては、まさに御指摘のとおりであります。さまざまな問題がそれぞれの地域にございます。

その解決に当たるべく、都道府県、市町村、それから原子力委員会、内閣府、総力を挙げて今対応をしている最中でございます。

以上です。

○笠井委員 さっき一回質問し直したので、もう一問やります。

新基準と防災計画は車の両輪と委員長はおっしゃったわけですよ、田中委員長。だったら、地域防災計画が立てられない現状では、再稼働なんか論外じゃないんですか。

○田中政府特別補佐人 地域防災計画はできるだけ速やかに策定してもらうように、今、鋭意私どももできるだけ努力をして支援しているところでございます。

○笠井委員 策定しようにもしようがないと言って苦勞しているわけですよ。

私は、最大の安全対策、防災対策ということでいえば、こんな状況で再稼働させるのじゃなくて、そのまま廃炉にして原発をなくすことだ、政治に必要なのはその決断だということを申し上げて、きょうは質問を終わります。